

|     |    |    |   |   |   |
|-----|----|----|---|---|---|
| 教育長 | 久  | 長  | 課 | 長 | 係 |
| 水間  | 渡部 | 野村 |   |   |   |



21 高教政第458号

平成21年7月1日



各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

平成21年度厚生計画の策定及び実施に伴うサービスの取扱いについて（通知）

高知県教育委員会、公立学校共済組合高知支部、高知県教職員互助会が実施する厚生事業に参加する職員のサービスの取扱いについては、「厚生に関する計画の策定及び実施に伴うサービスの取り扱いについて」（平成10年4月1日付け教福第14号教育長通知）」により通知し、周知を行ってきたところです。

しかしながら、厚生事業計画については毎年度見直しを行うため、事業名や内容等も変わっており、上記の通知と整合性が取れない状況にあります。

このことから、今後の厚生事業の円滑な推進を図るため、毎年度、厚生事業計画の策定及び各事業ごとのサービスの取扱いを定めることとし、別添写しのとおり県立学校長あてに通知しました。

つきましては、貴所管の教職員のサービスの取扱いについてもこれに準じた取扱いをしていただきますようお願いします。

担 当

高知県教育委員会事務局

教育政策課 人事企画担当 小松・岡本

TEL 088-821-4569

FAX 088-821-4558



各県立学校長 様

教 育 長

平成21年度厚生計画の策定及び実施に伴うサービスの取扱いについて（通知）

高知県教育委員会、公立学校共済組合高知支部、高知県教職員互助会が実施する厚生事業に参加する職員のサービスの取り扱いについては、平成19年度から、毎年度、厚生事業計画の策定及び各事業ごとのサービスの取り扱いを定め、通知することとしています。

つきましては、平成21年度については別紙「厚生計画」のとおり、地方公務員法第42条の規定による厚生事業及びそれ以外の事業の計画を策定することとし、そのサービスの取扱いは、公立学校共済組合高知支部、高知県教職員互助会が実施する厚生事業計画とともに別表のとおりとしますので、「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成16年3月30日付け15高教職第1550号教育長通知）及び「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成18年6月23日付け18高教職第330号教育長通知）と併せて、所属職員に周知するとともに、適正なサービス管理に努めてください。また、具体的な事務手続きについては、同通知を参照してください。

なお、別表中「特定保健指導」に係るサービスの取扱いについては、別途通知します。

《参 照》

別添通知

- ・ 「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成16年3月30日付け15高教職第1550号）
- ・ 「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成18年6月23日付け18高教職第330号）
- ・ 「平成21年度厚生事業計画について」（平成21年4月27日付け公共高第111号・21高教互第15号）

問い合わせ先

○厚生計画について

高知県教育委員会事務局総務福利課  
職員厚生担当 谷

TEL：088-821-4905（内線 4905）

FAX：088-821-4725

○サービスの取扱いについて

高知県教育委員会事務局教育政策課  
人事企画第二担当 小松

TEL：088-821-4569（内線 4569）

FAX：088-821-4558

## 別 表

| 事業名等                                                                   | 実施機関                                  | サービスの取り扱い<br>備 考                                   |
|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 定期健康診断<br>・一般検診<br>・胸部X線検診<br>生活習慣病健康診断<br>・消化器検診<br>・子宮頸がん検診<br>・乳腺健診 | 高知県教育委員会                              | ※ 1                                                |
| 健康診断事後指導                                                               | 高知県教育委員会                              | 職務                                                 |
| メンタルヘルス研修                                                              | 高知県教育委員会                              | 職務                                                 |
| 保健師、精神科医、産業<br>カウンセラーによる相談                                             | 高知県教育委員会                              | ※ 2<br>本人が希望して受けるもの…年次休暇<br>総務福利課が本人に対し義務づけするもの…職務 |
| 退職手当説明会<br>(退職予定者説明会)                                                  | 高知県教育委員会<br>公立学校共済組合高知支部<br>高知県教職員互助会 | 職務                                                 |
| 人間ドック<br>(1泊2日、1日)                                                     | 高知県教育委員会<br>公立学校共済組合高知支部<br>高知県教職員互助会 | ※ 1                                                |
| 婦人検診<br>脳ドック                                                           | 公立学校共済組合高知支部                          | 「人間ドック」の扱いと同じ                                      |
| 長時間勤務者の医師による<br>面接指導                                                   | 高知県教育委員会                              | 「特殊健康診断」の扱いと同じ                                     |
| 採用時健診<br>特殊健康診断(VDTを含む)                                                | 高知県教育委員会                              | ※ 1                                                |
| 健康管理講座<br>カルチャー教室<br>メンタルヘルス面接相談<br>四国中央病院メンタルヘルス相談<br>三大疾病セルフチェック相談   | 公立学校共済組合高知支部                          | 年次休暇                                               |
| 骨粗しょう症検診                                                               | 高知県教職員互助会                             |                                                    |
| 特定健診                                                                   | 公立学校共済組合高知支部                          | ※ 1<br>定期健康診断又は人間ドックの受診を特定健診の受診とする                 |
| 特定保健指導                                                                 | 公立学校共済組合高知支部                          | ※ 1<br>定期健康診断又は人間ドックの再検査・精密検査の扱いと同じ                |

※ 1 「健康診断受診に係るサービス及び病欠休暇の取扱いについて」(平成16年3月30日付け15高教職第1550号教育長通知)及び「健康診断受診に係るサービス及び病欠休暇の取扱いについて」(平成18年6月23日付け18高教職第330号教育長通知)による。

※ 2 事案ごとに判断してください。判断に迷う場合は教育政策課までご相談ください。

## 21年度 厚生計画

高知県教育委員会

県が実施する地方公務員法第42条に該当する事業を「保健事業」、「元気回復・その他の厚生制度」に分けて列記する。

### 【1 保健事業】

| 事業名                                      | 対象者等の内容                                                  |                                     | 実施期間             |     |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------|-----|
| 生活習慣病健康診断<br>・消化器検診<br>・子宮頸がん検診<br>・乳腺検診 | 40歳以上の希望者<br>20歳以上の偶数年齢希望者<br>40歳以上の偶数年齢希望者              |                                     | 11月まで            |     |
| 健康診断事後指導                                 | 健康診断有所見者のうち産業医が必要と認める職員                                  |                                     | 11月～12月<br>(事務局) |     |
| 保健師による相談                                 | 体、心の健康に関する相談を職員、職員の家族、上司等から                              |                                     | 随時               |     |
| 専門相談員による相談                               | 保健師                                                      | 心と体の健康に関する<br>相談を職員、職員の<br>家族、上司等から | 毎週火曜日午前          | 事務局 |
|                                          | 精神科医                                                     |                                     | 第3月曜日午後予約制       |     |
|                                          | 産業カウンセラー                                                 |                                     | 毎週火曜日午後予約制       |     |
| 職場復帰支援制度                                 | 心の疾病が原因で1ヶ月以上の病気休暇又は休職中の職員で制度を希望するもの                     |                                     | 随時               |     |
| メンタルヘルス研修                                | 県立学校の校長・教頭研修<br>県立学校でのメンタルヘルス講座<br>事務局管理職研修<br>事務局職員基礎研修 |                                     | 随時<br>6～12月      |     |

### 【2 元気回復・その他の厚生制度】

| 事業名             | 対象者等の内容                         | 実施期間     | 小・中含 |
|-----------------|---------------------------------|----------|------|
| 教職員住宅           | 県公務員宿舍規則に基づき職員に住宅を貸与            | 周年       |      |
| 財形貯蓄            | 勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄制度            | 6月募集     | ○    |
| 退職手当説明会         | 退職予定者への退職に伴う手続き等の説明会            | 8月・2月～3月 | ○    |
| 広報誌「福利高知」       | 健康に関する事や、共済・互助会からのお知らせ等を年2回発行配布 | 7月・3月    | ○    |
| 被服貸与            | 県立学校の実習助手・農業助手・調理員に作業被服等を貸与     | 随時       |      |
| 事務局職員レクリエーション事業 | 互助会・職員組合と共同事業                   | 7～3月     |      |

地方公務員法第42条以外の事業

【労働安全衛生法・学校保健法・行政指導に基づく県の事業】

| 事業名                                                      | 対象者等の内容                                                                                   | 実施期間                                                       |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 採用時健康診断                                                  | 新規採用職員                                                                                    | 採用時                                                        |
| 定期健康診断<br>胸部X線検診<br>一般検診                                 | 全職員（人間ドック受診者を除く）                                                                          | 8月まで（事務局）<br>10月まで（県立学校）                                   |
| 過重勤務者検診                                                  | 月100時間を超える時間外を行った者又は月80時間を超える時間外を2か月連続して行った者                                              | 随時<br>（事務局）                                                |
| 長時間勤務者の医師による面接指導                                         | 月100時間を超える時間外を行った者又は月80時間を超える時間外を2か月連続して行った者で、疲労の蓄積が認められ、医師の面接を希望する者                      | 随時<br>（県立学校）                                               |
| 特殊健康診断<br>・VDT作業従事者検診<br>・腰痛検診<br>・採血業務検診<br>・有機溶剤使用業務検診 | VDT作業従事者<br><br>重量物（人の移動を含む）を多く扱う作業に従事する業務者<br>血液によって汚染される恐れのある業務者<br>有機溶剤中毒予防規則に定められた業務者 | 定期6月<br>配置前随時<br>10月まで<br><br>10月まで<br><br>雇入時・配置換え時とその6ヶ月 |



15高教職第1550号  
平成16年3月30日

各県立学校長 様

高知県教育長

健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて（通知）。

職員が定期健康診断等を受診し、その結果に基づいて再検査又は精密検査（以下「精密検査等」という。）を受診する場合は、これまで年次有給休暇等で対応することとしてきましたが、職員の健康保持・増進を支援する観点から、今後は職務専念義務を免除することにしました。

また、職員が病気休暇を請求する場合は、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（平成6年12月21日付け6高人委第281号人事委員会委員長通知）により、「必ず医師の診断を受け疾病、負傷の認定及び療養休暇の期間の指定を受けなければならない。」とされています。

これらのことから、健康診断及び病気休暇の事務手続について、平成16年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、所属職員に周知するとともに、適正な事務処理に努めてください。

記

第1 健康診断に係る服務について

1 服務取扱基準

| 検診区分                                                     |                                    | 一次検診         | 再検査・精密検査         | 要治療者                                                                 |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 採用時健康診断                                                  |                                    | 職務<br>(注1)   | 職務専念義務を免除する。(注3) | 左記検診の結果、治療を要すると診断された者(病名が確定した者)が医療機関を受診する場合は、病気休暇又は年次有給休暇で対応するものとする。 |
| 定期健康診断<br>(一般健診、胸部X線検診及び胃検診)                             |                                    |              |                  |                                                                      |
| 人間ドック等                                                   | 人間ドック                              | 特別休暇<br>(注2) |                  |                                                                      |
|                                                          | 脳ドック                               |              |                  |                                                                      |
|                                                          | 婦人検診                               |              |                  |                                                                      |
|                                                          | 「心と体の健康作り」<br>(THP:トータルヘルスプロモーション) |              |                  |                                                                      |
| VDT検診                                                    | 一次検診                               | (注4)         | 職務               |                                                                      |
|                                                          | 二次検診                               | 職務           |                  |                                                                      |
| 特別健康診断<br>(特殊作業等に従事する職員の検診であって、高知県立学校職員の健康診断の実施要項に定めるもの) |                                    | 職務           |                  |                                                                      |

注1 胸部X線検診については、各学校が契約した医療機関で行う直接撮影までを職務とする。

注2 「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第46号）」第12条第1項の表(8)に定める特別休暇

注3 「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第3号）」第2条第2号に規定する「厚生に関する計画の実施に参加する場合」に該当するものとして、職務に専念する義務を免除する。

注4 問診票判定による。



## 2 精密検査等に係る職務専念義務免除の手続きについて

- (1) 採用時健康診断、定期健康診断又は人間ドック等の一次検診の結果、精密検査等を受診するよう指示された職員が、勤務日に精密検査等を受けようとする場合には、職務専念義務免除の手続きを取ること。

校長は、職務専念義務免除の承認手続きの後、「職務専念義務免除承認申請書」の写しを福利課に提出すること。

- (2) 職務専念義務を免除する時間は、検診及び結果聴取に必要な時間とし、診療機関への往復時間も含むものとする。
- (3) 職務専念義務を免除され、精密検査等を受診した職員は、受診後すみやかに福利課へ結果を報告すること。

## 3 注意事項

- (1) 特別休暇により人間ドック等を受診する場合又は職務専念義務を免除され精密検査等を受診する場合は、職務でないことから、旅費を支給しない。
- (2) 上記の服務取扱いは、総括衛生管理者が実施する健康診断及び人間ドック等の受診と受診後の精密検査等について適用するものであり、職員が自己の判断で医療機関を受診する場合には適用されない。

## 第2 病気休暇に係る事務手続について

### 1 病気休暇の期間が6日を超えない場合

- (1) 病気休暇を取得した職員は出勤後、速やかに医療機関の受診に係る書類を校長に提示すること。
- (2) (1)に定める提示書類は、医療機関のレシート、薬袋、診療カード、初診時の共済組合員証の写しなど、医療機関を受診した日が判るものであること。
- (3) 校長は、職員から当該書類が提示されたときは、書類に記載されている受診日等を確認するとともに、職員の健康状態を把握する視点からも、医師の診断した疾病又は負傷の内容及び指定された療養期間等を職員に確認すること。

### 2 病気休暇の期間が6日を超える場合

- (1) 従前どおり医師の診断書を徴したうえで病気休暇を承認することとし、医療機関のレシート等の提出は必要としない。
- (2) 診断書については、職員のプライバシーへの配慮から、休暇届（承認願）とは別に保管すること。

### 3 その他

病気休暇期間の「6日」には、週休日及び休日を含むものであること。



18高教職第330号

平成18年6月23日

各県立学校長 様

高知県教育長

健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて（通知）

平成18年3月30日付け17高福利第306号及び平成18年6月19日付け18高福利第73号により、新たに県立学校職員の健康診断の実施要項の健診内容に「子宮がん・乳腺検診」が追加されました。

つきましては、別紙のとおり「第1 健康診断に係る服務について」の「1 サービス取扱基準」の表の検診区分に当該検診を加えましたので通知します。

貴所属の職員に周知を図るとともに、適正な事務処理をしてください。

なお、職員が病気休暇を請求する場合については、従前のとおりです。

高知県教育委員会事務局教職員課  
人事企画担当 楠瀬・西森  
TEL：088-821-4568  
FAX：088-821-4558



## 第1 健康診断に係る服務について

## 1 服務取扱基準

| 検診区分                                    |                                    | 一次検診         | 再検査・精密検査          | 要治療者                                                                 |
|-----------------------------------------|------------------------------------|--------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 採用時健康診断                                 |                                    | 職務<br>(注1)   | 職務専念義務の免除<br>(注3) | 左記検診の結果、治療を要すると診断された者(病名が確定した者)が医療機関を受診する場合は、病気休暇又は年次有給休暇で対応するものとする。 |
| 定期健康診断<br>(一般健診、胸部X線検診及び胃検診)            |                                    |              |                   |                                                                      |
| 子宮がん・乳腺検診<br>(高知県立学校職員の健康診断の実施要項に定めるもの) |                                    |              |                   |                                                                      |
| 人間ドック等                                  | 人間ドック                              | 特別休暇<br>(注2) |                   |                                                                      |
|                                         | 脳ドック                               |              |                   |                                                                      |
|                                         | 婦人検診                               |              |                   |                                                                      |
|                                         | 「心と体の健康作り」<br>(THP:トータルヘルスプロモーション) |              |                   |                                                                      |
| VDT検診                                   | 一次検診                               | (注4)         | 職務                |                                                                      |
|                                         | 二次検診                               | 職務           |                   |                                                                      |
| 特殊健康診断<br>(高知県立学校職員の健康診断の実施要項に定めるもの)    |                                    | 職務           |                   |                                                                      |

注1 胸部X線検診については、各学校が契約した医療機関で行う直接撮影までを職務とする。

注2 「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年人事委員会規則第46号)」第12条第1項の表(8)に定める特別休暇

注3 「職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年条例第3号)」第2条第2号に規定する「厚生に関する計画の実施に参加する場合」に該当するものとして、職務に専念する義務を免除する。

注4 問診票判定による。

## 2 精密検査等に係る職務専念義務免除の手続きについて

- (1) 採用時健康診断、定期健康診断又は人間ドック等の一次検診の結果、精密検査等を受診するよう指示された職員が、勤務日に精密検査等を受けようとする場合には、職務専念義務免除の手続きを取ること。校長は、職務専念義務免除の承認手続きの後、「職務専念義務免除承認申請書」の写しを福利課に提出すること。
- (2) 職務専念義務を免除する時間は、検診及び結果聴取に必要な時間とし、診療機関への往復時間も含むものとする。
- (3) 職務専念義務を免除され、精密検査等を受診した職員は、受診後すみやかに福利課へ結果を報告すること。

## 3 注意事項

- (1) 特別休暇により人間ドック等を受診する場合又は職務専念義務を免除され精密検査等を受診する場合は、職務でないことから、旅費を支給しない。
- (2) 上記の服務取扱いは、総括衛生管理者が実施する健康診断及び人間ドック等の受診と受診後の精密検査等について適用するものであり、職員が自己の判断で医療機関を受診する場合には適用されない。

## 第2 病気休暇に係る事務手続について

## 1 病気休暇の期間が6日を超えない場合

- (1) 病気休暇を取得した職員は出勤後、速やかに医療機関の受診に係る書類を校長に提示すること。
- (2) (1)に定める提示書類は、医療機関のレシート、薬袋、診療カード、初診時の共済組合員証の写しなど、医療機関を受診した日が判るものであること。
- (3) 校長は、職員から当該書類が提示されたときは、書類に記載されている受診日等を確認するとともに、職員の健康状態を把握する観点からも、医師の診断した疾病又は負傷の内容及び指定された療養期間等を職員に確認すること。

## 2 病気休暇の期間が6日を超える場合

- (1) 従前どおり医師の診断書を徴したうえで病気休暇を承認することとし、医療機関のレシート等の提出は必要としない。
- (2) 診断書については、職員のプライバシーへの配慮から、休暇届(承認願)とは別に保管すること。

## 3 その他

病気休暇期間の「6日」には、週休日及び休日を含むものであること。



公共高第 111 号  
21高教互第 15 号  
平成21年 4月27日

高知県教育長 様

公立学校共済組合高知支部長

(財) 高知県教職員互助会



平成21年度厚生事業計画について

このことについて、公立学校共済組合高知支部及び(財)高知県教職員互助  
会が実施する厚生計画を別紙のとおり策定しましたのでお知らせします。

【平成21年度公立学校共済組合の事業】

| 事業名                             | 対象者等の内容                                                                                        | 実施期間                                             |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 生活習慣病検診等<br>・人間ドック<br>(1泊2日、1日) | 35歳以上の組合員<br>30歳の組合員に1日ドック<br>(県・互助会の事業負担あり)                                                   | 4月～3月                                            |
| ・婦人検診                           | 30歳以上の女子組合員<br>(互助会の事業負担あり)                                                                    | 4月～3月                                            |
| ・脳ドック                           | 35歳以上の組合員<br>(互助会の事業負担あり)                                                                      | 4月～3月                                            |
| 健康管理講座                          | 組合員を対象に講習会<br>健康管理のあり方等に関する基本的な知識を学びながら<br>心とからだのリフレッシュを体験してもらう                                | 8月                                               |
| カルチャー教室                         | 組合員を対象<br>食生活を見直すことで健康の保持増進、豊かで彩りの<br>ある生活に資する                                                 | 4月～3月                                            |
| メンタル相談<br>・24時間電話健康相談           | 組合員及び被扶養者を対象<br>心とからだの健康に関する相談                                                                 | 24時間年中無休                                         |
| ・メンタルヘルス面接相談                    | カウンセリングルーム(高知市・安芸市・四万十市)で<br>の面接相談                                                             | 予約受付9:00～21:00<br>(月～金)<br>予約受付9:00～16:00<br>(土) |
| ・三大疾病セカンドオピ<br>ニオン相談            | 三大疾病(心疾患・脳血管疾患・がん)に関する相談                                                                       | 予約受付10:00～16:00<br>(月～金)                         |
| ・四国中央病院メンタル<br>ヘルス相談            | 四国中央病院での面接相談                                                                                   | 予約受付9:00～17:00<br>(月～金)                          |
| 共済組合の各種給付                       | 医療給付・療養給付・出産費・家族出産費・埋葬料<br>家族埋葬料・傷病手当金・出産手当金・休業手当金<br>育児休業手当金・介護休業手当金・災害見舞金<br>弔慰金・家族弔慰金・結婚手当金 | 随時                                               |
| 共済組合の各種補助等                      | レクリエーション施設宿泊利用補助・宿泊施設利用補助<br>健康家庭の表彰・芸術鑑賞・福利厚生研修会等補助<br>葬式料等補助・保育等補助・各種広報誌の発行                  | 随時                                               |
| 共済組合の各種貸付                       | 住宅貸付・住宅災害貸付・教育貸付・一般貸付<br>災害貸付・結婚貸付・葬祭貸付・医療貸付・特別貸付<br>高額医療貸付・出産貸付                               | 随時                                               |
| 退職予定者説明会                        | 退職予定者を対象<br>年金・退職手当金・任意継続組合員制度<br>(県・互助会と共催)                                                   | 8月<br>2月～3月                                      |
| 特定健診・特定保健指導                     | 40歳から75歳に達するまでの組合員・被扶養者が対象<br>メタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査と保健<br>指導を実施                             | 4月～3月                                            |

【平成21年度教職員互助会の事業】

| 事業名       | 対象者等の内容                                                           | 実施期間  |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|-------|
| 互助会の各種給付  | 医療費補助金・家族医療費補助金・出産祝金<br>災害見舞金・結婚祝金・死亡弔慰金・退職慰労金<br>入学祝金・銀婚祝金・傷病見舞金 | 随時    |
| 互助会の各種補助等 | カフェテリアプラン・入院見舞金・リフレッシュ助成事業<br>体育大会レクリエーション振興補助<br>海外派遣教職員活動助成事業   | 随時    |
| 人間ドック     | 共済組合の人間ドック事業に参加する会員                                               | 4月～3月 |
| 骨粗鬆症検診    | 30歳以上の会員<br>骨粗鬆症の予防のため、骨密度検査の実施                                   | 随時    |
| 退職予定者説明会  | 退職予定者を対象<br>(県・共済組合と共催)                                           | 2月～3月 |